

改正

昭和51年3月27日条例第15号

昭和56年3月31日条例第11号

昭和61年3月28日条例第6号

平成4年3月27日条例第6号

平成8年3月29日条例第8号

平成17年6月27日条例第27号

令和3年12月16日条例第36号

木更津市火葬場条例

(設置)

第1条 本市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づき、火葬を行うため火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 きみさらず聖苑

位置 木更津市大久保843番地1

(業務)

第3条 火葬場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 火葬等に関すること。
- (2) お別れ室及び霊安室の利用に関すること。

(休場日及び開場時間)

第4条 火葬場の休場日は、友引の日及び1月1日から1月3日までとする。

2 火葬場の開場時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休場日又は開場時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、火葬場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 火葬に関する業務
- (2) 第8条に規定する火葬場の使用の許可に関する業務
- (3) 第9条に規定する火葬場の使用の許可の取消し又は使用の停止に関する業務
- (4) 火葬場の施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、墓地、埋葬等に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）、木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号）、この条例、この条例に基づく規則、火葬場の管理運営に関し市と締結した協定その他市長の定めるところに従い、火葬場の管理を行わなければならない。

(使用の許可)

第8条 火葬場を使用しようとする者は、指定管理者に申請して、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の取消し又は使用の停止を命じることができる。

- (1) 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、火葬場の施設若しくはその設備を破損したとき、又は破損するおそれがあると認められたとき。
- (3) 使用者が、火葬に関する業務の従事者の正当な指示に従わなかったとき。
- (4) 火葬場の管理運営上の支障が生じたとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、市長が規則で定めるところにより、前条の使用料（お別れ室及び霊安室を除く。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、市長において、特別の理由があると認める場合のほか返還しない。

(損害賠償)

第13条 火葬場の施設又はその設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月27日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市火葬場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年3月31日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市火葬場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月28日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市火葬場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月27日条例第6号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成4年6月1日から施行する。(後略)

(木更津市火葬場条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この条例の施行の日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市火葬場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月29日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市火葬場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月27日条例第27号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月16日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の木更津市火葬場条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長にされた火葬場の使用の許可の申請(施行日以後の使用に係るものに限る。)については、指定管理者にされたものとみなす。

3 施行日前にこの条例による旧条例の規定により市長がした火葬場の使用の許可(施行日以後の使用に係るものに限る。)については、指定管理者が許可したものとみなす。

(使用料の適用区分)

4 この条例による改正後の木更津市火葬場条例別表の規定は、施行日以後の火葬場の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第10条)

区分		単位	使用料	
			区域内	区域外
火葬等	死体(16歳以上)	1体	12,000円	70,000円
	死体(16歳未満)	1体	0円	35,000円

	死胎	1 体	0 円	35,000円
	改葬遺骨	1 体	6,000円	35,000円
	身体の一部等	1 個	6,000円	35,000円
	お別れ室	1 時間	4,000円	6,000円
	霊安室	1 日	6,000円	9,000円

備考

- 1 この表において「区域内」とは、次の各号に掲げる種別の区分に応じ、当該各号に定める者の住所（死亡者については死亡時の住所）が木更津市、君津市、富津市又は袖ヶ浦市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「区域外」とは、それ以外の場合をいう。
 - (1) 死体 死亡者
 - (2) 死胎 死胎の父又は母
 - (3) 改葬遺骨 死亡者
 - (4) 身体の一部等 身体の一部等を失った者
 - (5) お別れ室 死亡者
 - (6) 霊安室 死亡者
- 2 お別れ室の使用の時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 霊安室の使用は24時間を1日として計算し、24時間未満の端数があるときは、これを1日に切り上げて計算する。